

「ISO 14001 改訂版対応—環境マニュアル改訂文例」
 第 1 回:FDIS 逐条解説と環境マニュアルの例(4.1 から 4.2 まで)

1. ISO14001:2015 年版と環境マニュアル

ISO14001:2015 年の改訂がいよいよ迫っている。ISO/FDIS 14001:2015(以下 FDIS)が 7 月 1 日に発行され、IS 発行は 9 月に予定されている。通常、IS と FDIS では、語句等の修正程度で大きな変更はないため、今から FDIS で準備を開始しても大きな問題はないだろう。また、ISO14001:2004(以下 2004 年版)から ISO14001:2015(以下 2015 年版)へ移行は、2015 年版発行後 3 年以内となっている。2015 年版に移行する場合、2015 年版に基づく審査を受け、判定、登録されることが必要となる。多くの審査登録機関は、移行審査を受ける条件として 2015 年版に基づく運用、内部監査、マネジメントレビューを要請することが予測される。

図表1は 2004 年版から 2015 年版への移行スケジュールである。審査登録機関は、本年 IS が発行次第、移行審査を始めるだろう。移行審査完了は審査後判定登録を行う手続きがあるため、2018 年の 9 月よりやや前に終了すると想定される。

組織はこの間に移行審査を受ける訳であるが、2015 年 9 月以降の最初の審査は 2004 年版で受け、2016 年又は 2017 年に 2015 年版で受ける例(例1)、最初の審査から 2015 年版で受ける例(例2)があるだろう。

図表1 ISO14001:2015 年移行スケジュール

2015 年 9 月 11 月	2016 年 1 月 12 月	2017 年 1 月 12 月	2018 年 1 月 9 月
▲IS 発行 ▲JIS 発行			▲移行
			移行審査完了 (9月以前)
(例1) ▲ ○月 2004 年版	▲ ○月 2004 又は 2015 年版	▲ ○月 2015 年版	
(例2)	▲ □月 2015 年版移行		

この移行審査前に 2015 年版に基づく運用を行う訳であるが、そのためにはシステムを 2015 年版にあわせて作り変える、つまり環境マニュアル、規程、手順書等の改訂を行うことが必要である。環境マニュアルは、2004 年版でも作成そのものは要求されていないが、4.4.4 文書類で環境マネジメントシステム文書に含まれるものとして「環境マネジメントシステムの主要な要素、それらの相互作用の記述、並びに関係する文書の参照」とあり、これに対応した文書として環境マニュアルをほとんどの組織が作成している。実際には多くの審査登録機関は審査にあたり、環境マニュアルの提出を求めている。

FDIS では 2004 年版にあった、マニュアルにつながる記述はなくなり、環境マネジメントマニュアルを作成する根拠はなくなった。しかし、新しく ISO14001 を取得する組織はともかく、従来から環境マニュアルを使ってシステム運用してきた組織は、これを機会にマニュアルを廃止することは少ないのではないだろうか。システム化のために文書化することは優れた方法であり、環境マネジメントシステム運用のためマニュアルとして文書をひとつにまとめることは利便性が高い。また、自己宣言も一部あるとはいえ、ほとんどの組織が審査登録をしている。実際には、審査登録機関にとってもシステム全体がわかるマニュアルは便利であり、強制ではないが今後も、マニュアルのある組織には

提出を求めることが想定される。

本連載は、2015年版によるシステム変更をマニュアルに反映させるため、要求項目順に2004年版とFDISの差異の説明、マニュアルの改訂例という構成で6回に渡り整理するものである。

2. FDISと2004年版の構成比較

FDISと2004年版の構成の違いを示したのが図表2である。本表は筆者がアイソスNo.203(2014年10月)に発表した原稿(DIS版)をFDIS用に変更したものである。FDISと2004年版の差異は表中の記号で示している。★はマニュアルの文書も追加となり、△は改訂が必要な項目となる。

図表2 FDISと2004年版の構成

★:追加 △:差異あり ○:実質上差異なし

ISO FDIS 14001:2015	ISO 14001:2004 版	差異
4 組織の状況	—	—
4.1 組織及びその状況の理解	—	★
4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解	—	★
4.3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定	4.1 一般要求事項	△
4.4 環境マネジメントシステム	4.1 一般要求事項	○
5 リーダーシップ	—	—
5.1 リーダーシップ及びコミットメント	—	★
5.2 環境方針	4.2 環境方針	△
5.3 組織の役割、責任及び権限	4.4.1 資源、役割、責任及び権限	△
6 計画	—	—
6.1 リスク及び機会への取組み	—	—
6.1.1 一般	—	★
6.1.2 環境側面	4.3.1 環境側面	△
6.1.3 順守義務	4.3.2 法的及びその他の要求事項	△
6.1.4 取組みの計画策定	—	★
6.2 環境目標及びそれを達成するための計画策定	—	—
6.2.1 環境目標	4.3.3 目的、目標及び実施計画	△
6.2.2 環境目標を達成するための取組みの計画策定	4.3.3 目的、目標及び実施計画	△
7 支援	—	—
7.1 資源	4.4.1 資源、役割、責任及び権限	○
7.2 力量	4.4.2 力量、教育訓練及び自覚	△
7.3 認識	4.4.2 力量、教育訓練及び自覚	△
7.4 コミュニケーション	—	—
7.4.1 一般	—	★
7.4.2 内部コミュニケーション	4.4.3 コミュニケーション	△
7.4.3 外部コミュニケーション	4.4.3 コミュニケーション	△
7.5 文書化した情報	—	—
7.5.1 一般	4.4.4 文書類	△
7.5.2 作成及び更新	4.4.4 文書管理、4.5.4 記録の管理	△
7.5.3 文書化した情報の管理	4.4.4 文書管理、4.5.4 記録の管理	△
8 運用	—	—

8.1 運用の計画及び管理	4.4.6 運用管理	△
8.2 緊急事態への準備及び対応	4.4.7 緊急事態への準備及び対応	△
9 パフォーマンス評価	—	—
9.1 監視、測定、分析及び評価	—	—
9.1.1 一般	4.5.1 監視及び測定	△
9.1.2 順守評価	4.5.2 順守評価	△
9.2 内部監査	4.5.5 内部監査	△
9.2.1 一般	4.5.5 内部監査	△
9.2.2 内部監査プログラム	4.5.5 内部監査	△
9.3 マネジメントレビュー	4.6 マネジメントレビュー	△
10 改善	—	—
10.1 一般		★
10.2 不適合及び是正処置	4.5.3 不適合並びに是正処置及び予防処置	△
10.3 継続的改善	—	★

3. FDIS 構成要素の相互の関連性

2004年版とFDISの差異説明とマニュアルの改訂例の前にFDIS構成要素の相互の関連性を理解しておく和良好的。図表3はFDISの構成要素の関連性を示したものである。本図もアイソスNo.203(2014年10月)に発表した原稿(DIS版)をFDIS用に変更、加筆したものである。

4.1 組織及びその状況の理解 4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解

FDISでは「4.1組織及びその状況の理解」、「4.2利害関係者のニーズ及び期待の理解」が2004年版から追加されている。4.1では環境状況に関する外部及び内部の課題を、4.2では利害関係者の要求事項を決定することが求められている。

環境側面は組織が環境に与える影響であるが、外部の課題は外部状況が組織に与える影響である。例えば外部課題にはエネルギー価格の上昇があり、内部課題には省エネ工程に変更するための技術、資金、人材等の資源不足がある。

4.3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定

4.1、4.2を考慮し4.3において適用範囲を決定する。

5.2 環境方針

環境方針は「組織の目的、並びに組織の活動、製品及びサービスの性質、規模及び環境影響を含む、組織の状況に対し適切」であることが求められる。直接的にはないが外部及び内部の課題、利害関係の要求事項も「組織の状況」に関連する。

6.1 リスク及び機会への取組み、6.1.1 一般、6.1.2 環境側面、6.1.3 順守義務

「6.1リスク及び機会への取組み」では、6.1.1一般において6.1全体で外部及び内部の課題、利害関係者の要求事項を考慮することを求めている。6.1.1ではリスク及び機会を決定する。リスク及び機会は環境側面、順守義務、外部及び内部の課題、利害関係者の要求事項を原因とし導き出されるものである。

6.1.4 取組みの計画策定

著しい環境側面、順守義務、リスク及び機会に関する取組みを計画する。実際の計画は6.2環境目標及びそれを達成するための計画策定、8.1運用の計画及び管理、8.2緊急事態への準備及び対応で行い、9パフォーマンス評価で実施状況を確認、評価する。

6.2 環境目標及びそれを達成するための計画策定

「6.2環境目標及びそれを達成するための計画策定」では、環境目標は著しい環境側面と順守義務を考慮に入れ、リスク及び機会を考慮し設定する。

8.1 運用の計画及び管理

運用の計画及び管理の対象は 6.1、6.2 で決定した下記の項目である。

- ① リスク及び機会 (6.1.1)
- ② 著しい環境側面 (6.1.2)
- ③ 順守義務 (6.1.3)
- ④ 環境目標 (6.2.1)、環境目標を達成するための取組みの計画(6.2.2)

これらのプロセスを確立し、実施し、管理し、維持することが求められている。

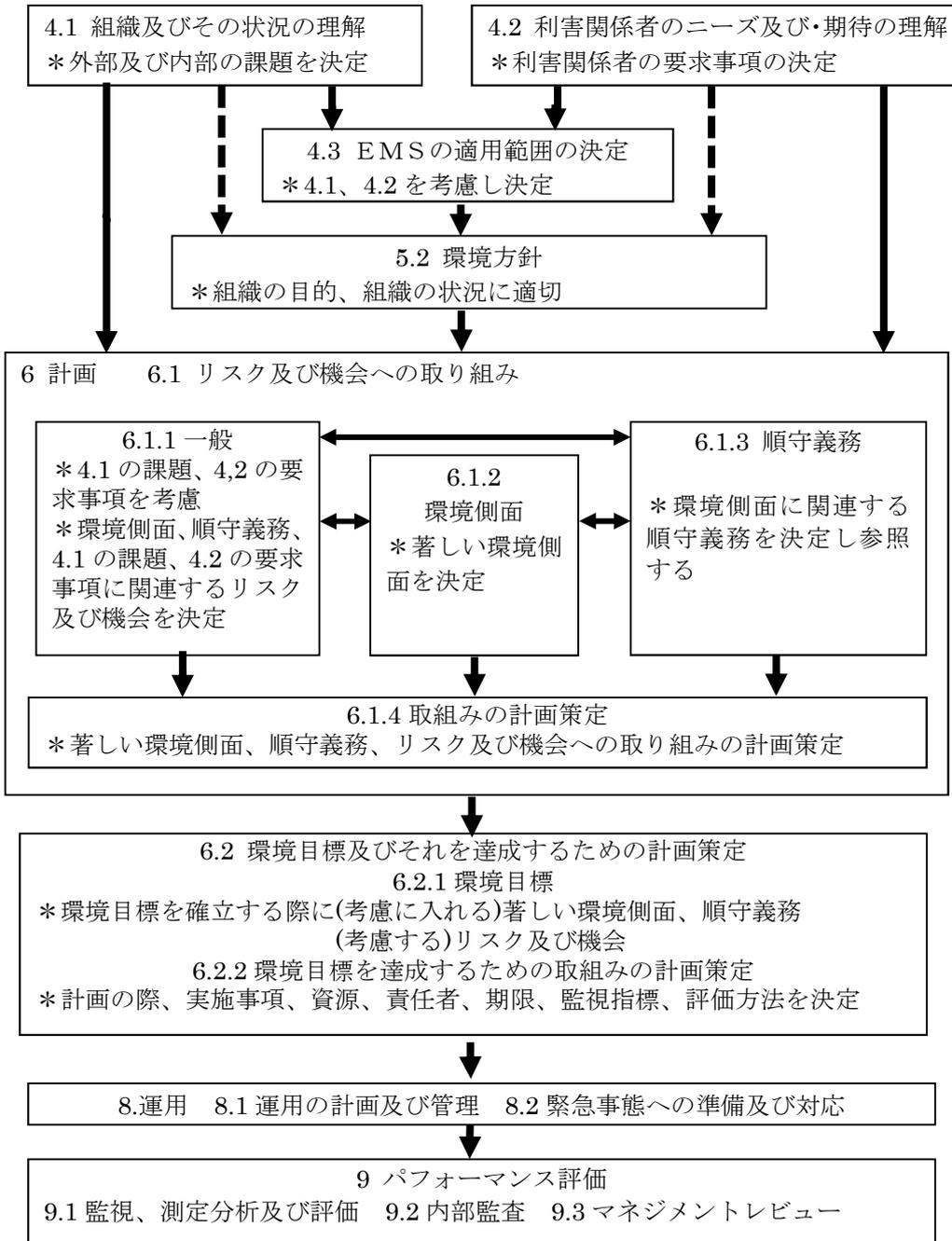
8.2 緊急事態への準備及び対応

6.1.1 で特定した潜在的な緊急事態への準備及び対応のため必要なプロセスを確立し、実施し、維持することが求められている。

9 パフォーマンス評価

9. 1により環境側面、順守義務、運用管理、環境目標及び取組の計画等を監視測定する。9.2 で環境マネジメントシステムの適合性・有効性を内部監査、9.3 で環境マネジメントシステム全体のマネジメントレビューを行う。

図表3 ISO14001:2015年 計画、運用のフロー



4. FDIS 逐条解説と環境マニュアルの例

ここからは、FDIS の逐条解説と環境マニュアルの例を示す。環境マニュアルの例は、複数の例を示しており、現在の組織のマニュアルの内容によりどう対応するか検討していただきたい。なお、規格に忠実な言葉を使用しているが、組織で通常使用している適切な言葉に置き換えると良いだろう。

4.1 組織及びその状況の理解

(1)本項の意図

規格の意図は、マネジメントシステムにプラス又はマイナスの影響を与える可能性がある重要な課題を、高いレベルで(戦略的に)決定することである。この課題は、その後のマネジメントシステムの計画、実施及び運用の取組みを導くために活用される。この要求は外部、内部の経営上の課題を環境マネジメントシステムに反映させ、経営と環境活動の一体化を図るものである。

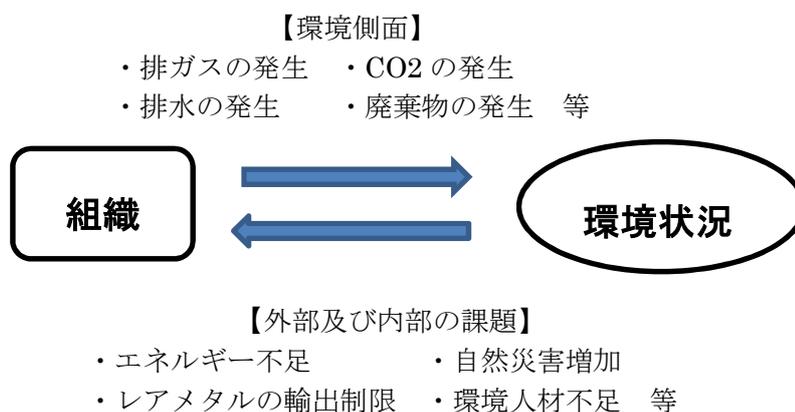
(2)解説

従来の環境マネジメントシステムの管理対象は、組織が環境に与える影響を与えるもの(環境側面)であったが、近年は気候変動による自然災害の増加、資源の枯渇、エネルギー価格の高騰のように、組織に対して影響や制約を与える環境問題がある。

これらの問題は、組織の事業目的や環境マネジメントシステムの意図した成果の達成に影響を与える可能性がある。

「環境マネジメントシステムの意図した成果」とはISO14001規格では適用範囲にもあるように①環境パフォーマンスの向上、②順守義務を満たすこと、③環境目標の達成の3点である。ここに組織独自の意図した成果を追加したものが、環境マネジメントシステム全体の意図した成果になる。

図表4 組織と環境状況の関係



①外部及び内部の課題を決定

自社の環境マネジメントシステムに関して取り組むべき課題の候補を検討する。ここで挙げるべき課題は、組織で既に以下の場面で決定されている場合がある。

(例)

- ・ トップマネジメントの認識
- ・ 経営戦略や経営計画立案の際の前提条件
- ・ 有価証券報告書の記載内容 等

文書化は求められていないが、少なくとも決定した結果を説明できることは必要である。また、マネジメントレビューで考慮すべきこととして、「環境マネジメントシステムに関連する外部及び内部の課題」の変化が挙げられている。従って、マネジメントレビューで決定することでも良い。

直接的に環境に関連することだけでなく、当初は幅広く考え環境に関連性するものに絞ると良いだろう。

②外部及び内部の課題の例

(外部の課題)

温暖化、土壌汚染、異常気象(大雨による水没、浸水)、天然資源の枯渇(レアメタルの不足、レアメタルの輸出制限)、生物多様性(生物資源として)、電気・燃料価格の上昇、原材料の不足・価格上昇 等

(内部の課題)

人材不足、技術力のある人が一度に退職(就業年齢が歪)、製品開発体制の弱さ、施設の老朽化 等

③外部及び内部の課題を抽出する方法の例

外部及び内部の課題を特定するための手法の例としてはSWOT分析がある。この手法は、内部環境における強み、弱み、外部環境における機会、脅威を抽出するものである。規格の意図はプラス、マイナスの影響を与えるものを抽出することであるため、SWOT分析の結果を外部及び内部の課題として整理しても良い。

図表5 SWOT分析

内部環境	【強み(Strength)】 ・コスト競争力の高い生産現場 ……	【弱み(Weakness)】 ・開発力の不足 ……
外部環境	【機会(Opportunity)】 ・省エネ製品へのニーズ ……	【脅威(Threat)】 ・エネルギー不足によるコスト上昇 ……

(3)環境マニュアルの例

規格の解釈を元に環境マニュアルの例を複数あげる。現状のシステムとの整合性、実施の可能性を検討しマニュアル改訂をすると良いだろう。例えば、既に経営と環境の統合を進めている組織は例1、事務局中心にシステム運用をしている組織は例3が想定される。また、マニュアルに書いていることは、当然実行が求められる。例1では実際に年度事業計画に作成時には内部、外部の課題を検討し、少なくとも説明できる状態であることが必要である。

(例1)事業計画と環境目標を統合している場合

社長は、当社の内部及び外部の課題を中期及び年度事業計画作成時に決定する。当社環境マネジメントシステムにおける内部及び外部の課題には以下の内容を含める。

- ・ 当社の定款に示される事業目的に関連したもの
- ・ ISO14001 の意図した成果である環境パフォーマンスの向上、順守義務を満たすこと、環境目標の達成、及び当社環境方針に示す意図した成果に影響を与えるもの
- ・ 当社に影響を与え得る又当社からの影響を受け得る、当社をとりまく環境に関する状況

(例2) マネジメントレビューの考慮事項として決定する場合

環境管理責任者は、当社の事業目的に関連し、環境マネジメントシステムの意図した成果の達成に影響を与える内部及び外部の課題を、マネジメントレビュー時の考慮事項として社長に報告する。報告には組織に影響を与え得る又は組織の影響を受け得る環境状況を含める。

(例3) ISO 事務局が整理する場合

ISO 事務局は毎年3月に次年度の計画への情報として、内部及び外部の課題をSWOT分析により決定し、環境委員会に報告する。内部及び外部の課題は、当社の事業目的に関連し、環境マネジメントシステムの意図した成果に影響を与える環境に関する状況を含める。

4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解

(1) 本項の意図

規格の意図は、マネジメントシステム及びマネジメントシステム規格に適用される、関連する利害関係者のニーズ及び期待を、高いレベルで(例:戦略的に)決定することである。すべての利害関係者の要求事項が、組織の要求事項になるわけではないが、法律、規制、政府による許可及び認可等法的要求事項として強制事項となっているものがある。強制事項となるものは順守義務として挙げる。

また、組織が自主的に採択することを決めたもの、又は組織が協定や契約に盛り込むことを決めたものもある。これらは順守を同意したならば、法的要求事項と同様に適合することが必要になる。

(2) 解説

本要求は利害関係者のニーズ及び期待及び順守義務を、次の3つのステップを経て決定することを求めている。

①ステップ1: 環境マネジメントシステムに関連する利害関係者の決定

最初のステップで、環境マネジメントシステムに関連する利害関係者を決定する。利害関係者とは具体的には、顧客、コミュニティ、供給者、規制当局、非政府組織(NGO)、投資家及び従業員等が挙げられる。

②ステップ2: それらの利害関係者の、関連するニーズ及び期待(すなわち、要求事項)の決定

次のステップでは、利害関係者のニーズ及び期待(要求事項)を決定する。この時点では、順守すると決めたものに限らず、何がニーズ及び期待としてあるかを挙げる。具体的には、法律・許可・認可、規制当局が発する命令、関連する業界規範及び業界標準、締結された契約、コミュニティグループ又は非政府組織との協定、組織の要求事項等が挙げられる。

③ステップ3: それらのニーズ及び期待のうち、順守義務となるものの決定

順守義務は定義 3.2.9 順守義務において「組織が順守しなければならない法的要求事項、及び組織が順守しなければならない又は順守することを選んだその他の要求事項」とある。また、同注記では「順守義務は、適用される法律及び規制のような強制的な要求事項から生じる場合もあれば、組織及び業界の標準、契約関係、行動規範良いガバナンスの原則(principles of good

governance), コミュニティ及び倫理上の基準グループ又は非政府組織(NGO)との合意のような、自発的なコミットメントから生じる場合もある。」とある。上記であげたニーズ及び期待のうち、順守義務に相当するものを決定する。ここでは環境側面に関連するとの制限はないため、環境マネジメントシステムに関連する順守義務を決定する。例えば環境に関する表示を考えると景品表示法を含める組織もあるだろう。

実際には、ステップ1、2は本項で、ステップ3の順守義務のうち環境側面に関連するものは6.1.3 順守義務で特定することでも良いだろう。

(3)環境マニュアルの例

(例1) 事業計画と環境目標を統合している場合

社長は、利害関係者のニーズ及び期待を中期及び年度事業計画作成時の事業環境分析時に決定する。利害関係者のニーズ及び期待は以下の内容を含める。

- ・ 環境マネジメントシステムに関連する利害関係者
- ・ 利害関係者の関連するニーズ及び期待
- ・ ニーズ及び期待のうち順守義務となるもの

順守義務のうち環境側面に関連するものは6.1.3 順守義務で決定する。

(例2) マネジメントレビューの考慮事項として決定する場合

環境管理責任者は、環境マネジメントシステムに関連する利害関係者、利害関係者のニーズ及び期待、ニーズ及び期待のうち順守義務となるものをマネジメントレビュー時の考慮事項として社長に報告する。

(例3) ISO 事務局が整理する場合

ISO 事務局は毎年3月に次年度の計画への情報として、環境マネジメントシステムに関する利害関係者、及びそのニーズ及び期待を環境委員会に報告する。ニーズ及び期待のうち、環境側面に関連する順守義務は6.1.3 順守義務で決定する。

以上

本原稿は「アイソス 2015年10月号」掲載されたものです。